

## 川崎市立川崎病院化学療法委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立川崎病院（以下「本院」という）においてじっしされるがん薬物療法を、安全かつ適正に遂行するため設置された化学療法委員会（以下「委員会」という）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規レジメンの承認
- (2) レジメン変更の承認
- (3) オーダリングシステムへのレジメン登録
- (4) その他抗がん剤の安全な取扱いに関する事項

### (組織等)

第3条 委員会は、本院の院長（以下「院長」という）が指名する委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のといは委員長が決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医事課において処理する。

(議事録の保管)

第7条 委員会の議事録は、これを3年間保管しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この要領にさだめるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月1日から施行し、令和2年3月1日から適用する。